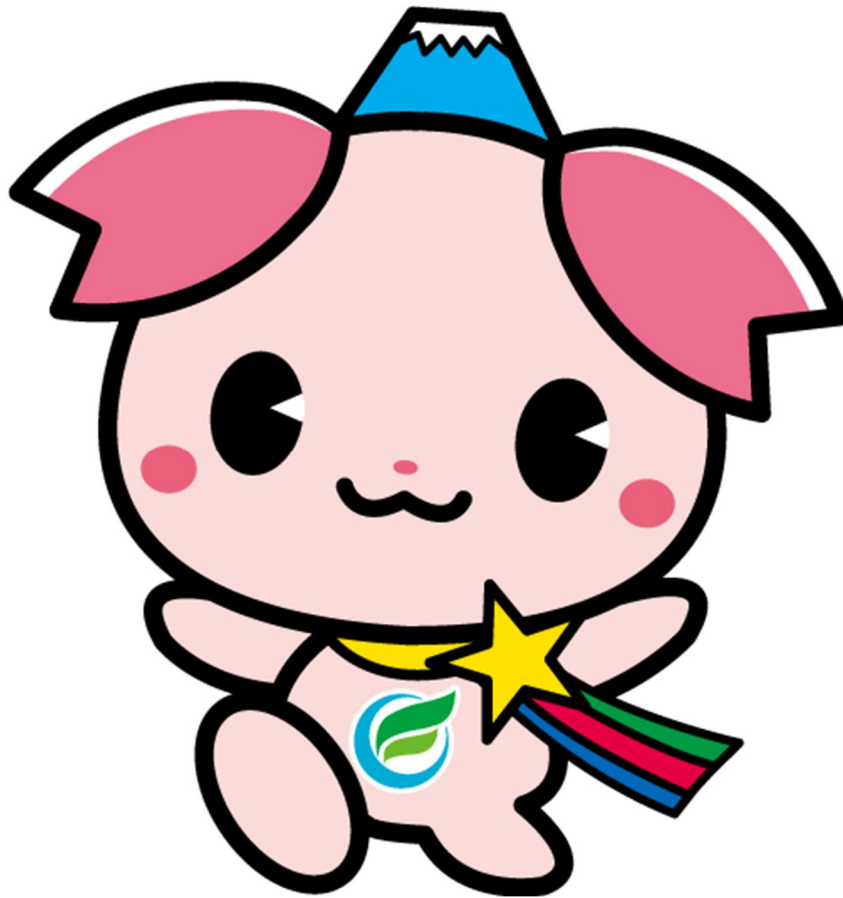


利用者向け

令和8年度ふじみ野市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度) の手引き



ふじみ野市役所 こども・元気健康部 保育課

049-262-9035

(令和8年4月14日現在)

目次

I はじめに	1
1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは.....	1
2 利用要件について.....	1
3 利用時間について	1
4 利用料について	1
5 親子通園について.....	1
6 利用に当たっての注意事項.....	1
II 利用に係る流れについて	3
① 認定申請（利用者 ⇒ 市）	4
② 認定（市 ⇒ 利用者）	4
③ つうえんポータルにこどもの情報等を登録（利用者）	4
④ 面談の申込み（利用者）	5
⑤ 面談申込受理・面談日程の調整（利用者 ⇄ 事業所）	5
⑥ 面談（利用者 ⇄ 事業所）	5
⑦ 利用予約（利用者）	5

⑧ 予約の確定（利用者 ⇄ 事業所）	6
⑨ 利用（利用者 ⇄ 事業所）	6
III 利用開始後の手続きについて	7
1 認定内容の変更について	7
2 認定の消滅について	7
3 利用料の負担軽減の算定基準年度切替について	7
IV 利用料の負担軽減について	8
V 実施施設について	10
VI 本事業利用に係るキャンセルポリシーについて	11
ふじみ野市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用におけるキャンセ ルポリシー	11
VII FAQ	13

1 はじめに

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的として実施する事業です。この事業は、月一定時間（10時間上限）の利用可能枠の中で、就労要件等を問わずに時間単位等で柔軟に利用することができます。

2 利用要件について

利用日時点において0歳6ヶ月から満3歳未満（誕生日の前々日まで）（※1）であって、保育所等（※2）に通っていないこども

※1 実施施設により、受け入れ可能年齢が異なる場合があります。

※2 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設をいいます。

3 利用時間について

こども一人当たり月10時間を上限に利用することができます。

※利用していない時間があっても、翌月以降に繰り越すことはできません。

※施設によって、一回当たりの利用可能時間が異なる場合があります。

4 利用料について

1時間 300円程度

※施設により利用料が異なる場合があります。

※その他、食事代などの実費徴収金がかかる場合があります。

※世帯の課税状況等により負担軽減される場合があります。（P7 参照）

5 親子通園について

親子で通園することで、保育者とお話をしたり、保育中のこどもを見ることが出来る時間です。

※実施の有無や回数・頻度は、実施施設やこどもの状況により異なります。

6 利用に当たっての注意事項

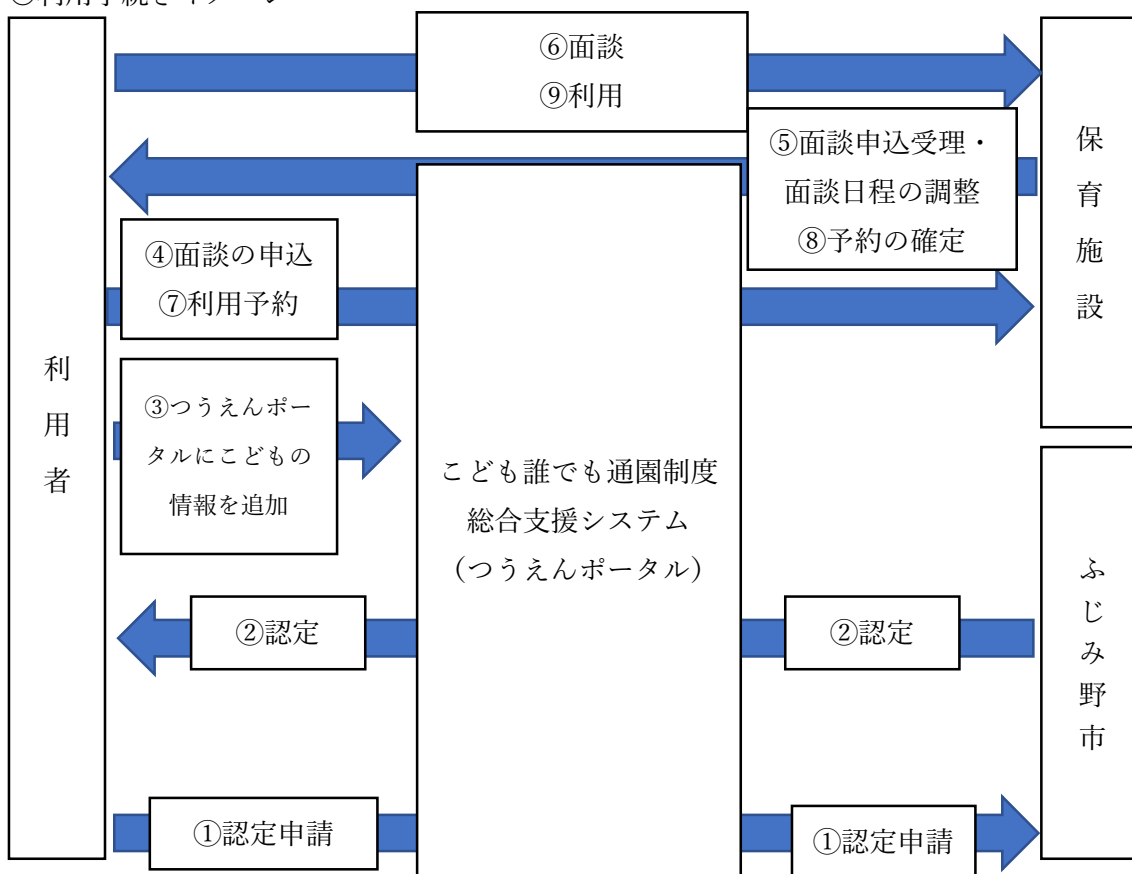
- (1) 施設の受入体制等の事情により、ご希望に添った利用ができない場合があります。
- (2) 低年齢のこどもは、人や環境に慣れるまでに時間がかかり不安を感じやすい時期であり、頻繁な環境の変化はお子さまの負担になる場合があります。負担がかかっている様子が見られるようであれば、慣れた環境で過ごすため、同じ施設を継続的に利用するなどの対応をお願いいたします。
- (3) 本事業の効果や課題検証のためのアンケート調査等を実施する際は、ご協力をお願い

します。

- (4) 利用のキャンセルのルールとして、キャンセルポリシー（P11、12 参照）を定めています。安心・安全な保育の実施のため、必ずご確認のうえ、遵守していただきますようお願いいたします。

II 利用に係る流れについて

○利用手続きイメージ



利用の手続きの一部において、「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「つうえんポータル」といいます。）」を使用し、施設検索や面談・利用の予約などを行っていただきます。

ログイン URL は、<https://www.daretsu.cfa.go.jp/Riyosha> です。4 ページの 2 次元コードからもアクセスできます。

<注意事項>

- (1) 操作方法や手順等については、つうえんポータル内で確認できる利用マニュアルやよくある質問をご確認ください。（つうえんポータルに関するお問い合わせは、つうえんポータル内のお問い合わせフォームをご利用ください。保育課ではお受けいたしかねますのでご了承ください。）
- (2) つうえんポータルの使用に係るメールは、info@mail.cfa-daretsu.go.jp から届きます。迷惑メールのドメイン除外設定をするなど、通知が確認できる状態にしてください。
- (3) つうえんポータルを使用する環境がない場合は、保育課にご相談ください。

① 認定申請（利用者 ⇒ 市）

こども誰でも通園制度を利用するためには、お住まいの自治体で申請を行い、「乳児等支援給付認定」を受ける必要があります。

右記の2次元コードを読み取り、つうえんポータルにアクセスし、その画面にてお住まいの自治体を選択し、利用申請をしてください。



つうえんポータル

申請の際、以下の書類が必要になる場合があります。

①利用料の負担軽減に係る書類	(1)生活保護世帯 …生活保護受給者証の写しもしくは生活保護受給証明書 (2)市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯(市町村民税非課税世帯を含む) …令和7年度市民税課税（非課税）証明書（9月から3月分までの利用料負担軽減については、令和8年度分）
②こどもの障害等に係る書類	(1)特別児童扶養手当受給者証の写し (2)障害者手帳（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳）の写し (3)障害や発達に係る医師の診断書 (4)通所受給者証の写し

② 認定（市 ⇒ 利用者）

申請から、10営業日程度で認定及びつうえんポータルのユーザーIDを発行します。

市でユーザーIDを発行すると、申請時に記載したメールアドレスにつうえんポータルから「アカウント発行のお知らせ」メールが自動送信されます。URLが記載されておりますので、パスワードの設定を行い、システムにログインしてください。

③ つうえんポータルにこどもの情報等を登録（利用者）

利用者自身でつうえんポータルにログインし、こどものアレルギー情報や発育情報等、保護者の緊急連絡先など、施設を利用するに当たり必要な情報を入力してください。

※入力をいただけないと、面談の際に事業者がこどもの情報を確認できません。円滑な面談実施のため、必ずあらかじめご入力ください。

<就労先や緊急連絡先等の入力>

ログイン>	サイトメニュー>	利用者情報管理>	利用者（保護者）>	氏名
＜こどものアレルギー情報や発育情報等の入力＞				
ログイン>	サイトメニュー>	利用者情報管理>	お子さま>	氏名

④ 面談の申込み（利用者）

つうえんポータルにおいて、希望する事業所の面談の希望日を登録してください。

※施設ごとに初回面談が必要となります。

※初回面談もしくは最終利用から、半年以上空いた場合、事業所によっては再度面談が必要になる場合があります。

⑤ 面談申込受理・面談日程の調整（利用者 ⇄ 事業所）

・④で登録された希望通りに面談を実施できる場合、事業者は日時をつうえんポータルに登録します。

・④で登録された希望通りに面談が実施できない場合、電話やメール等により面談日を調整し、事業者は日時をつうえんポータルに登録します。

⇒事業者により面談日が登録されると、面談日時が確定した旨のお知らせメールが届きます。

⑥ 面談（利用者 ⇄ 事業所）

利用者と事業者で面談を行い、こどもの情報や利用に関する情報などについて確認します。

面談後、事業者は、利用可能と判断した場合、利用可能である旨をつうえんポータルに登録します。登録されますと、施設が利用できるようになった旨のお知らせメールが届きます。

<p>＜面談時の持ち物＞</p> <p>母子手帳 / 筆記用具 /</p> <p>その他事業所が指定するもの（あれば）</p>

⑦ 利用予約（利用者）

原則、利用日の 30 日前（10:00～）から 7 日前（～23:59）まで予約を取ることができます。

※予約枠については、各事業者が受入体制を鑑みて登録しています。

※ふじみ野市外在住の場合は、利用日の 10 日前（10:00～）から 7 日前（～23:59）まで予約ができます。

⑧ 予約の確定（利用者 ⇄ 事業所）

事業所において、予約の状況や受入体制を確認し、受け入れ可能と判断した場合、つうえんポータルで予約の承認を行います。承認されますと、予約が確定された旨のお知らせメールが届きます。

⑨ 利用（利用者 ⇄ 事業所）

登降園の際に、施設にある二次元コードを読み取り、登降園時間を登録してください。

利用料等については、利用時にお支払いください。（支払方法は施設により異なります。）また、領収書の取扱いについては、事業所より異なりますので、事業所にご確認ください。

※面談日程の調整や利用予約の確定等について、休日は対応できない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。

III 利用開始後の手続きについて

1 認定内容の変更について

下記いずれかに該当する場合は、事由発生日以降速やかに、認定変更届の手続きをしてください。

①登録内容に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・市内で転居をした・保護者、こどもの氏名が変わった・連絡先電話番号が変わった・こどもの障害等の情報に変更があった
②利用料の負担軽減の有無に関するに変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・婚姻をした・ひとり親世帯となった(離婚、死別等)・利用料の負担軽減対象となった・利用料の負担軽減対象ではなくなった

ふじみ野市民は
こちらから
(認定変更届)



2 認定の消滅について

下記いずれかに該当する場合は、事由発生日以降速やかに、認定消滅届の手続きをしてください。

<ul style="list-style-type: none">・市外へ転出する・保育所、認定子ども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に入所が決定した・利用が不必要となった
--

ふじみ野市民は
こちらから
(認定消滅届)



3 利用料の負担軽減の算定基準年度切替について

1-②の事由での切替えのほか、9月より負担軽減の算定基準年度の切替えにより、認定変更届の手続きが必要となります。9月からの負担軽減の適用を希望される場合は、8月25日(火)までに必ずお手続きください。

(1)生活保護世帯 …生活保護受給者証の写しもしくは生活保護受給証明書
(2)市町村税所得割合算額 77,101 円未満世帯(市町村民税非課税世帯を含む) …令和8年度市市民税課税(非課税)証明書 [令和8年1月1日時点でふじみ野市にお住いの場合は不要]

ふじみ野市民は
こちらから
(認定変更届)



IV 利用料の負担軽減について

次の世帯状況に該当する場合は、申請いただくことで利用料が負担軽減されます。

世帯状況	負担軽減額	必要書類
生活保護世帯	300 円上限	生活保護受給者証の写しもしくは生活保護受給証明書
市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯	200 円上限	令和 7 年度市民税課税（非課税）証明書（9 月から 3 月分までの利用料負担軽減については、令和 8 年度分） 〔算定根拠となる年度の 1 月 1 日時点でふじみ野市にお住いの場合は不要〕
要支援家庭こどものいる世帯その他市町村長が特に支援が必要と認めた世帯	200 円上限	書類提出不要

※ 1 負担軽減額を除いた金額を、直接施設にお支払いいただきます。

※ 2 母が父の扶養に入っている場合、母の分の税書類の提出が必要です。

※ 3 祖父母が家計の主宰者である場合には、その方の分も必要です。

※ 4 公立保育所については、負担軽減額が下記のとおりとなります。

世帯状況	負担軽減額
生活保護世帯	300 円
市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯	200 円
要支援家庭こどものいる世帯その他市町村長が特に支援が必要と認めた世帯	200 円

負担軽減の決定に係る算定については、下記のとおり行います。

4 月～8 月分	9 月～3 月分
令和 7 年度（令和 6 年収入）の市民税で算定	令和 8 年度（令和 7 年収入）の市民税で算定

※ 1 世帯の市町村民税所得割額を合算した金額によって決まります。

※ 2 原則、利用児童と同一の世帯に属して、生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税の合計額により決定します。

※ 3 市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用前の金額を用います。

※ 4 政令指定都市で課税されている方（政令市からの転入者等）は、税制改正に伴い市民税所得割額の税率が 8 % で算定されておりますが、負担軽減の決定には税源移譲前の

税率（６％）に換算した額を用います（都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴う特例）。

<注意事項>

- (1)負担軽減については、原則、利用登録申請時に書類をご提出いただきますが、あとからでも書類を提出することで負担軽減になる場合があります。（手続きについてはⅢ－１参照）

その場合において、前月２５日（土日祝の場合はその前開庁日）までに書類を提出することで、当月からの適用が可能となります。原則、遡っての対応はできませんのでご注意ください。

（例）６月２５日までに提出した場合は、７月より負担軽減が適用。

- (2)９月より負担軽減の算定基準年度が変わります。９月からの負担軽減の適用を希望される方は、必ず８月２５日までにお手続きください。（手続きについてはⅢ－３参照）

V 実施施設について

区分	施設名	所在地	電話番号	実施曜日 実施時間	クラス年齢			給食 有無
					0	1	2	
公	上野台 保育所	上野台 1-1-1	261-2841	月～金 ① 9:00から11:00 ② 14:30から16:30 0歳児クラス 1日～10日 1歳児クラス 11日～20日 2歳児クラス 21日～31日	○	○	○	無
公	霞ヶ丘 保育所	霞ヶ丘 1-5-5	261-0612	月～金 ① 9:00から11:00 ② 14:30から16:30 0歳児クラス 21日～31日 1歳児クラス 1日～10日 2歳児クラス 11日～20日	○	○	○	無

※区分 … 公=公立保育所、私=私立保育所、認=私立認定こども園

※休日・年末年始については、事業実施はありません。その他、実施曜日においても、施設の都合により受け入れができない場合があります。

※現時点での内容となりますので、提供内容等が変更となる場合があります。

VI 本事業利用に係るキャンセルポリシーについて

ふじみ野市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用におけるキャンセルポリシー

二

本キャンセルポリシーは、ふじみ野市内で実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用予約を行った場合のキャンセル等の取扱いをふじみ野市が定めたものです。キャンセルには、「①利用料金の支払い」と「②利用時間の消費」の2種類の取扱いがあり、「②利用時間の消費」はふじみ野市共通になりますが、「①利用料金の支払い」は事業者ごとに定めておりますので、ご利用になりたい事業者に面談等でご確認ください。

予約をした事業者では、当日こどもたちが安心・安全に過ごし、様々な経験を通じて心身ともに健やかに成長できる機会を提供できるように、時間をかけて多くの準備をしていますので、なるべくキャンセルが発生しないようにご協力をお願いいたします。

【キャンセルポリシーの対象】

- 1 施設に利用予約を完了した時点で、本キャンセルポリシーの対象となります。

【利用のキャンセルに関すること】

- 2 利用のキャンセルについては、利用者が「こども誰でも通園制度総合支援システム」で手続きをしてください。また、事業者によっては、システムだけでなく、電話等でキャンセルの連絡が必要になる場合がありますので、ご利用になりたい事業者にご確認ください。

- 3 キャンセル等の取扱いについて、以下の一覧表を参照してください。

≪キャンセル等取扱い一覧表≫

キャンセル等の期限	前日	当日	
	23:59 までに キャンセル	当日キャンセル又は 無断キャンセル	当日利用開始時に遅れた 場合や早退等
①利用料金の支払い 【実費負担分（給食等）を含む】	利用する事業者 に直接ご確認ください	利用する事業者 に直接ご確認ください	あり 利用する事業者 にご確認ください
②利用時間の消費	なし	あり (予約時間どおりの消費)	あり (予約時間どおりの消費)

※「前日」：土日祝日はさむ場合でも、システム上、利用予定日の前日（23:59）が期限となります。

※「利用料金」：施設に支払う利用料金（事業者ごとに金額を設定）

※「利用時間」：月の利用上限（10時間）

① 利用料金の支払い（事業者ごとに定める）

- ・「利用料金の支払い」は事業者ごとにキャンセルの取扱いを定めておりますので、ご利用になりたい事業者に面談等でご確認ください。

② 利用時間の消費（ふじみ野市共通）

- ・利用予定日の前日までにキャンセルした場合は、「利用時間の消費」は発生しません。
- ・利用日当日にキャンセルをした場合は、「利用時間の消費」は発生します。（当日のこどもの体調不良や感染症罹患等によるキャンセル含む）

【送迎時間等に関すること】

4 こどもの送迎は時間を厳守するとともに、万が一遅れる場合は、必ず予約をした事業者に直接連絡をしてください。

5 当日、利用開始時刻に遅れた場合や、利用中の体調不良等によりお迎えの時間が早まった場合においても、利用時間は予約した時間分で算定します。

【予約時間を超えた利用】

6 お迎えが遅れ、予約時間を10分以上超えて利用した場合は、1時間の利用をしたものとみなし、「利用時間の消費」が発生します。その後も、お迎えの時間まで、1時間ごとに「利用時間の消費」が発生します。なお、「利用料金の支払い」の取扱いについては、事業者にご確認ください。

7 お迎えが遅れ、月の利用上限（10時間）を超えてしまった場合は、1時間ごとの利用料金に0歳児1,700円、1・2歳児1,400円を加えた金額を、予約した事業者にお支払いいただきます。

【その他】

8 無断キャンセル又は送迎の遅れが悪質と判断した場合は、本事業の利用をお断りする場合があります。

9 施設側の理由（感染症の流行等）によりやむを得ずキャンセルとなった場合は、前日・当日ともに「利用時間の消費」は発生しません。

VII FAQ

1	Q	ユーザーID の発行後に届くアカウント発行通知メールを紛失してしまった場合、どのように対応すればよいでしょうか。
	A	再度アカウント発行通知メールを送ることはできません。P3に記載のログイン URL もしくはインターネットにてログインページを検索し、「パスワードをお忘れの方はこちら」から設定を行うことができます。
2	Q	認可保育所等の申し込みをしていますが、現在入所保留中です。この場合でも子ども誰でも通園制度の申込・利用はできますか？
	A	可能です。 認可保育所等に入所決定するまでの間は子ども誰でも通園制度の利用ができます。
3	Q	以前面談を行い利用可能となった施設に利用の予約をしようとしたところ、面談の予約が必要になってしまうのはなぜですか。
	A	低年齢の子どもは成長が著しく、気を付けなければならないことが逐一変化していくため、施設によっては、前回の利用から半年経過した場合や、面談後一度も利用せず半年経過した場合に、再度面談を必要とする場合があります。

<お問い合わせ>

〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1

ふじみ野市役所 子ども・元気健康部 保育課（本庁舎2階）

TEL：049-262-9035（直通）

※この手引きは、令和8年4月14日現在の情報をもとに作成しています。

今後、内容が一部変更される場合があります。ご了承ください。